

ロングランシリーズ 消費者問題はいつまで

提言二〇一〇一

中村 幹雄さん (NPO食品安全グローバルネットワーク事務局長)

「今後の食品表示一元化法案に消費者の意見を反映させるには、個別具体的に問題点を提起することが重要です。現実の、実情に基づいた改善策を示すことが何よりも重要です」

八月二十八日、「消費者が求める食品表示」をテーマに東京で緊急集會が開かれた。中村さんは、NPO法人「食品安全グローバルネットワーク」の理事・事務局長として報告。当日は食品添加物の絞りを、その表示改善策を提起した。



なかむら・みさお
一九四七年三重県出身。薬学博士。薬剤師。七四年名古屋市立六大学院薬学研究所修了。同年三栄化学工業入社。〇二年三栄薬工・エフ・アイ常務取締役。英国、中国などの薬理会社役員も兼任。〇六年退職。〇七年名古屋薬学大非常勤講師(食品栄養学)。厚労省「第八版食品添加物公定書」検討委員。〇八年鈴鹿医療科学大薬学部客員教授(医薬品・食品安全学研究)。代表的著書「食と消費者の権利」(食の安全と安心)。現場主義に徹した調査・研究活動を推進。

食品添加物表示

消費者目線から抜本的改善を 実情踏まえた具体策、「市民案」提案へ

「原料原産地だけではなく、食品添加物の表示についても消費者目線からの抜本的見直しが必要です。特に簡略名や一括名の廃止と縮小は消費者の安全の権利、選択する権利などを確保する上で重要で、使用されているながら表示からは、見えない添加物、や不明な添加物がある。中村さんは「改善へ向け、現行の行政通知などにメスを入れることが必要」と指摘する。

「食品添加物の表示は食

品衛生法に基づき内閣府令、消費者庁次長通知などで規定されています。問題は消費者庁が満足して共

<439>

す。抜本改善するにはどうしても限界がある。行政の所掌事務を見直し、まずは現行の消費者庁次長通知の格上げが必要で、三十年以上にわたり食品業界に身を置いてきた中村さん。厚労省の「第八版食品添加物公定書」の検討委員など「添加物行政」の一翼も担ってきた。海外調査も積極的で、代表的著書

「食と消費者の権利」や「食の安全と安心」(いずれもオプアワーズ刊)には、「現場主義」に徹する中村さんのフィールドワークの広さと深さが示されている。一般の人には入手できない情報を、専門家の目を通し、消費者目線に立って紹介した著書だ。

「添加物の表示改善には内閣府令や次長通知を改正し、香料などを極めて一部の食品添加物以外は一括名表示を廃止することが求めら

れます。また、簡略名の一部廃止も必要。例えば「加工エテンパン」は個別名称で記載すべきで、食用赤色二号などアルキル色素のアルミニウムトリキの場合も「レキ」の省略を認めないこととす。腎臓疾患の人が注意すべきリン酸塩では「ピロメタ」ポリ」の表示も省略せずきちんと記載させることが必要です」

「既存添加物の簡略名や類別名も改正し、通知に基づく規定の一部削除と修正が求められます」と中村さん。

「アラビガム、ジェラナガム、加工エケマ、精製カラギナンなどは、基原・製法・本質の記述に違いが見られ、細菌(そ)がある。この点も早急に解消すべきでしょう」

「消費者にはいつそう不透明な添加物です。この中には、食薬区分で医薬品的な効能効果を標榜しない

「このように、現行の添加物表示には重大な課題が多いのです。せひとも消費者目線から見直すべきでしょう。監視についても新法のもとで確実に法執行ができるよう、検査機関や保健所との連携・執行体制を整備することです。今後、具体的検討をする際は、消費者側の意見を十分反映する体制も構築していただきたいと思います」

中村さんは、食品添加物を中心に、消費者・市民側からの改正案を十月十九日、大阪で開催されるNPO法人食品安全グローバルネットワークの報告会で発表する。どう新法に反映させるか、個別具体案の提示が注目される。